

○機械警備業務管理者資格者証の再交付

(第 42 条第 3 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

令和 3 年 3 月 26 日

審査基準

令和 3 年 3 月 26 日作成

法令名	警備業法
根拠条項	第 42 条第 3 項において準用する第 22 条第 6 項
処分の概要	機械警備業務管理者資格者証の再交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	警備業法施行規則第 63 条、第 43 条第 3 項(機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請)
審査基準	
標準処理期間	14 日
申請先	資格者証の交付を受けた警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	生活安全部生活安全企画課長